

第9章 提言のまとめ

ここでは、これまで各章で述べてきた「提言」部分の内容を、抜粋して記載する。

第1 医学的側面からの提言（第6章の再掲）

1. 現場検証の難しさの解決策（機器を使った記録）

死因を究明するためには、事故当時、何が起こったかを知ることが不可欠である。事故が起こる直前から、事故が起こってから1時間くらいの情報が最も重要な情報となる。しかし、当時と同じ状況を再現することは大変難しく、また、ヒトの記憶も不十分である場合が多い。

水泳では、短時間に重症事故に進展する可能性が高い。そこで、機器を使って記録する体制の整備が望まれる。プールでの水泳中は、監視カメラなどによるモニタリングを行う。また、緊急事態が発生した場合は、携帯電話などで現場の写真を何枚も撮っておくとよい。この機能を使うと映像とともに正確な時刻も記録されるので、あとで検討するときに役立つ。また、吐物などの写真も撮っておくと同時に、現物を保存しておく。さらに、ボイスレコーダーなどで現場の状況を記録しておくのもよい。

2. 心肺蘇生術の実地訓練

心肺停止の人を救命するためには、そばにいる人（バイスタンダー）による心肺蘇生が不可欠である。全ての教員が、定期的に心肺蘇生の実地訓練を行う必要がある。溺水時に心肺蘇生を行うときは、すぐに仰臥位で行うのではなく、吐物がないことを確認してから行う。

3. AEDの設置と点検、実地訓練

AEDは、いつでも持ち出すことができる状態にしておき、プールのそばに設置することが望ましい。また、AEDが設置してある場所は全ての教員が知っている必要がある。定期的に点検を行い、AED使用の実地訓練を行う。

AEDを使用した場合は、機器の中に残されている記録を再生して資料として保存しておく必要がある。

4. 緊急事態のシミュレーション

緊急事態が起こった時を想定した定期的な訓練が必要である。プールサイドには、救急車の呼び方、心肺蘇生法の手順を書いた大きなポスターを貼っておく。

現場が混乱する一つの要因は、現場に指揮官がいないことである。現場ですぐに指揮する人を決め、その人の指示で動くようなシミュレーションをしておく。どのようなことを指揮する必要があるかについては、前もって表にしておくといよい。例えば、「心肺蘇生」「119番への連絡」「AEDを持ってくる」「保護者への連絡」「他の子どもたちの誘導」「救急車に同乗」「校長への連絡」など、具体的なシミュレーションを行う必要がある。

5. 記録の必要性

事故が起こった直前から直後までのことについて、それぞれの人が見たこと、聞いたこと、行ったことを、時間経過に沿って、個人別に記録しておく。その記録は訂正できないように、第三者の機関で保管しておく必要がある。この作業は、事故直後に行う必要がある。

6. 学校危機管理官の必要性

学校管理下ではいろいろな問題が発生する。一つの学校のスタッフだけでは対処できない場合も多い。各都道府県に1～2人の学校危機管理官を配置して、担当地域で起こったリスクのすべてに対処する体制を作ることが望ましい。保護者、学校の

双方に対して、リスク管理の専門家が早期から関与すれば、問題がこじれる可能性は低くなると思われる。

7. 水泳を始める前の注意事項

- (1) 食後、すぐに泳がない。
- (2) 視認性を高めるため、水に入っても目立つ色の水着を着用する。
- (3) 水泳能力が低い子どもは、水泳帽子の色を変える、あるいはリストバンドをつける。
- (4) 水泳能力が低い子どもは、乳腺までの水深で活動する。

第2 安全な学校水泳を実施するための提言（第7章の再掲）

1. 施設の運用・管理について

(1) 低学年時にとって適切な水位条件等を満たす学習の場を提供すること。

① 低学年用サブプールの設置

なお、サブプールが設置できない場合は、

② 本プールにプールフロアを導入

③ 本プール内にコースロープやフェンス等で区画を設け、学年や技能等に応じて安全な活動エリアを指定。

(2) プールは基本的に満水で運用すること。

① 新規水を適切に補給し、オーバーフローを機能させることにより、衛生環境を良好に保つこと。

② 常に一定の水位を提供することにより、場所と水深の関連付けを明確にすること。

(3) 安全設備を充実させること。

① 監視台：プール内に死角が生じないように、適切な台数と設置位置を計画し、活用すること。

② ホイッスル：全担当教員が着用し、緊急時に備えること。

③ インターホン等通信手段：職員室等との連絡を確保し緊急時における校内の情報の共有や救急医療機関への通報を円滑にすること。

④ 監視カメラ：職員室等からモニタリングするとともに、映像記録を一定期間保存すること。

⑤ AED:児童にも大人にも適用できるプール専用のAEDをプールサイド等至近の場所に備えること。使用時に水気を拭き取るためのタオル等も予め準備しておくこと。ただし、プール外でのAED使用の可能性を阻害しないこと。

⑥ プール用担架:傷病者をプールから安全に搬出するための担架を備えること。

- ⑦ 救助用用具：レスキューチューブ，リングブイ，ロープ等を備えるとともにそれを用いた救助法についても取り扱うこと。
- ⑧ 水上安全教育用具：ライフジャケット，ライフセービングマネキン，CPR 練習用具等を備え，安全講習にも活用すること。

2. 指導内容・方法について

(1) 1, 2 年生において，十分な水慣れ学習を行うこと。

- ① ボビングによる浮き沈みに同調した自然な呼吸
- ② ジャンプボビングによる移動
- ③ 呼吸を伴う浮漂待機

これらの活動により，深い水深で学習するための必要条件づくりを行い，学習カード等を活用して，個々の安全技能の程度を把握する。また，十分な安全技能を習得するまでは，初級者として取り扱い，深いプールや異学年合同の活動は避けること。

(2) 一斉指導の際は，児童個々の体格差や能力差に配慮すること。

特に体格や身体能力に対して水深や課題の要求技能水準が過大にならないよう留意すること。

(3) スイミングキャップを色分けするなどの方法により，技能の度合いがわかるようにすること。また，通常指導している教員以外の者が指導に関与する際に備えて，特に保護観察が必要な児童がわかるようにすること。

(4) 技能の向上を図るための指導や活動を重視し，単に児童の歓心をあおるための活動は避けること。

- ① 渦つくり，波おこし等の集団活動を多用しすぎないこと。

流れや波など，動きのある水環境での技能学習は一定の価値はあるが，無理無く実施するための技能の確認や監視体制の整備が必要となるため。

- ② 浮島等大型フロート類の導入は控えること。

水泳技能の獲得向上には直接貢献しないばかりでなく、活動に伴う危険性が生じるため。

③ 自由遊泳は控えること。

活動に伴う危険性があるだけでなく、教育活動としての質を保つためにも、児童生徒に適宜課題を与えた活動が必要であるため。

(5) バディ・システムを活用した安全管理を徹底すること

二人組バディでの活動を基本とし、相互監視するとともに、学習の効果を高めること。そのために、バディ・システムの方法とそれを採用することの理由を児童によく理解させること。特にバディに何か異常がある場合、ただちに報告することについて指導するとともに、バディを解除して活動する際は、監視員を適切に配備するなどそれに代わる監視体制を整備すること。

(6) 視認性の高い水着の着用を推奨すること。

視認性を高めることにより、事故時の早期発見の可能性を高めるとともに、プール学習における安全性の意識付けを高め、またそのことにより家庭や地域の安全意識にも好影響を与えることができると考えられる。

3. 教育課程における水泳の内容について

歴史的に、学校水泳は水難事故防止の観点から推進され、プールもそのために全国に設置されてきたが、日本は先進国の中で溺死率が最も高く、学校プールの普及率の高さと相反している。

水泳指導における安全管理の方法と、学習内容としての水上安全に関して改めて検討し、わが国の初等教育の内容としてよりふさわしい水泳を構築すべきであり、そのことにより、水泳の目的がより明確になり学習動機が高まるとともに、安全教育・防災教育としての効果も期待できる。

具体的には、学校水泳の内容に水上安全（Water Safety）の概念を取り入れ、水面や水中における自己保全の技能を取り扱うことにより溺水事故防止を図るとともに、児童の水辺活動への可能性を広げる内容を取り扱うこと。

4. 家庭や地域社会との連携について

水泳学習における指導方針や内容、安全確保等の指針を示し、プール監視等、可能な範囲で保護者や地域社会等の協力・支援を仰ぎ、安全性を向上させるとともに、監視体制を充実させることにより、教員が指導に専念できる環境を作る。また、保護者や地域の理解と協力を得ることで、家庭と連携した効果的な教育の実現し、学校周辺地域における人々の意識も高まりによる安全な地域社会づくりに貢献できると考える。

第3 事後対応に関する提言（第8章の再掲）

1. 遺族とのコミュニケーションの窓口について

遺族とのコミュニケーションについて、学校と遺族の間、特に校長と遺族の間には今もなお溝がある。ここで留意しなければならないのは、学校あるいは校長は、決して遺族と対立するような意図は持ち合わせてこなかったということである。当初から謝罪の意思を持ち、それを表明し続けてきたものの、それは遺族にとってはまったく納得のいくものではなかったということである。

校長は、事故の発生に直接かかわっているわけではない。しかし、遺族側からの反発は大きい。そこまでの溝ができあがったことの要因の一つには、校長が遺族対応の窓口であり続けたことが考えられる。事故が起きた平成24年7月末から平成25年1月頃まで、遺族とのコミュニケーションは、基本的に校長がとっていた。市教委主導の事項も、校長を経由して浅田さんに伝えられていた。平成24年8月17日の両親説明会で、校長個人の行動を含めて学校に対する批判が遺族側から寄せられ、その時点で遺族は事故後一貫して校長の態度に不信感を抱いていたことが明らかにされた。その不信感は、今日まで続いている。

窓口である校長への反発は、事故当事者である遺族と学校・市教委とのコミュニケーションを停滞させてきた。平成25年2月頃から市教委が遺族対応に積極的に乗り出し、また京都市議員や歩む会、住友教授らが遺族とのコミュニケーションを交わす中で状況は変化し、今日、市教委と遺族との間にそれほど大きな溝はなく意思疎通がなされている。このような経過を踏まえると、事故後の早い段階で校長のみによる窓口対応を改めるべきではなかったかと考えることができる。遺族とのコミュニケーションの窓口が複数用意されていることで、一つの窓口が機能不全に陥ったときの対応が可能となる。

2. 事実解明の方法について

事実解明の方法について言及したい。浅田さん夫妻は、羽菜ちゃんが溺水するに至った直前の経緯を知りたいと願ってきた。その場面の事実関係が明確にされないまま、時間だけが過ぎて、その過程で上述のような様々な対立も生じてきた。はたして、事故の発生直後において、より迅速でより確証の高い調査はできなかったのだろうか。

事故当時に現場にいた3名の教諭は、溺水に至る直前の過程は見ていない。他方で、子どもたちはどうだろうか。じつはここで、事実解明において在籍児童の「心のケア」が一つの障壁になったということを描きなければならない。事故の翌日から家庭訪問が始められた際の留意点は、子どもから直接に話を聞くことは心理的に負担を与える可能性があるため、それを目的にはしないということであった。家庭訪問の最優先の目的は子どもの様子をうかがうということであり、そこで事実解明に資する情報が得られればそれを収集するという方針が、市教委関係者の合議のもとでとられたのである。事実解明が目的ではなく、仮に事実に関する情報が得られるとしてもそれは必ずしも子ども本人からではなく、情報を伝え聞いた保護者から得られるということで、本件の事実解明はその当初から核心部分へのアプローチを欠いたかたちで進められたといえる。

もちろん、心のケアを度外視して事実解明を行えばよいということではない。ここで確認しなければならないのは、本件においては心のケアが事実解明に先行したということである。子どもの目撃情報（目撃の有無も含めて）が事実解明のために必要な場合は、まずは、子どもの記憶の減退、混濁、汚染などのおそれが生じる前に、子どもに事実を聴取するための調査面接手法でもって、事実の聴取を行い、その後、心のケアに取り組むよう進めるべきである。